証券コード 3808 2023年4月27日 (電子提供措置の開始日 2023年4月20日)

株主各位

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27-5 株式会社オウケイウェイヴ 代表取締役社長 杉 浦 元

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申 し上げます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しております。以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://okwave.co.jp/ir/

また、上記のほか、下記の名古屋証券取引所(名証)ウェブサイトにも掲載しておりますので、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「適示開示情報」を 選択のうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

名証ウェブサイト (上場銘柄情報) https://www.nse.or.jp/listing/search/

【株主様へのお願い】

- ・株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本 臨時株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決 権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただく ようお願い申し上げます。
- ・密集とならないよう、会場内の座席のご用意が例年より減少いたします。このため会場へご来場いただいても安全確保が可能な人数の上限になった際にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・ご来場の株主様は、会場受付付近でのアルコール消毒へのご協力、マスクの持参・ 着用をお願い申し上げます。
- ・本臨時株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における議案の詳細な説明を短縮させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

敬具

1. **日 時** 2023年5月12日(金曜日)午前10時

(開場 午前9時30分)

住友不動産新宿グランドタワー5F

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

ルーム H

3. 目 的 事 項 決議事項

議 案 第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 株主割当による新株予約権(非上場)の無償発行 の件

第3号議案 監査役2名選任の件

議決権行使のご案内

(1) 書面 (郵送) による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月11日(木曜日)午後6時までに到着するようにご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、お手元のパソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2023年5月11日 (木曜日) 午後6時までに賛否をご入力ください。

以上

[・]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

[・]株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス https://okwave.co.jp/ir/) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案で決議を予定しております、株主割当による新株予約権(非上場)の 無償発行に伴う、新株予約権の行使により、新たに40,267,101株が発行される可能 性があるため、あらかじめ発行可能株式総数の拡大を行うものであります。

変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>36,000,000</u> 株 とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>53,689,812</u> 株 とする。

第2号議案 株主割当による新株予約権(非上場)の無償発行の件

当社は、会社法第277条の規定に基づき、2023年3月31日を基準日として、当該基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された全ての株主の皆さまへの新株予約権無償割当て(以下、「本株主割当」といいます。)による第21回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行を行うものでありますが、本議案は、本株主割当について、株主の皆さまの意思を確認するため、普通決議によるご承認をお願いするものであります。なお、本議案に係る本株主割当は、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

1. 割当ての概要(「第21回 新株予約権」)

(1)	基準日	2023年3月31日(金)
(2)	割当日	2023年5月12日(金)
(3)	割当てを受ける株 主の有する株式の 種類及び株主に割 当てられる新株予 約権の数	基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合をもって本新株予約権を割当てる。ただし、当社が保有する当社普通株式については、本新株予約権を割当てない。

(4)	新株予約権の目的 となる株式の種類 及び数	本新株予約権1個当たり、当社普通株式3株。 当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容 に何ら限定のない当社における基準となる株式であ る。なお、単元株式数は100株である。			
(5)	発行新株予約権総数(新たに発行する新株予約権・自己新株予約権の内訳を含む。)及び割当てによる潜在株式総数	(i)発行新株予約権総数本新株予約権の総数は、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数(ただし、自己株式を除く。)と同一の数とする。 (ii)割当てによる潜在株式総数基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数(ただし、自己株式を除く。)に3を乗じた数となる。ただし、別紙の「発行要項」第6項(3)により本新株予約権の目的である株式の数が調整される場合には、これに応じて変動する。			
(6)	新株予約権1個の 行使に際して出資 される財産の価額 及びその1株当た りの金額	(i) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権1個の目的である株式の数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。 (ii) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、33円とする。			
(7)	新株予約権の行使 期間				
(8)	行使条件	(i) 1個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。(ii) 本新株予約権の新株予約権者が複数個の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権の新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。			

	T	
(8)	行使条件	(iii) 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる(ただし、当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により新株予約権を承継した者及び信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会において承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権について
		はこれを行使することができる)ものとする。
(9)	取得条項	当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
(10)	行使請求の方法	(i) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記(7)に定める行使期間中に、下記(iv)に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。 (ii) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の新株予約権者は、上記(i)の行使請求書を下記(iv)に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額現金にて下記(v)に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

		()	上並供又处佐の仁仕の刊上以 仁仕寺上に再上
		(111)	本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要す
			る書類が下記に定める行使請求受付場所に到着
			し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資
			の目的とされる金銭の全額が下記に定める払込
(10)	行使請求の方法		取扱場所の口座に入金された日に発生する。
		(iv)	行使請求受付場所
			三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
		(v)	払込取扱場所
			三菱 UFJ 信託銀行株式会社 本店営業部
		(i)	新株予約権の払込金額
			新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しな
			V ¹₀
		(ii)	新株予約権の譲渡制限
			本新株予約権の譲渡による取得については、当
			社取締役会の承認を要するものとする。(当社
			取締役会は譲渡による本新株予約権の取得を承
	その他投資判断上重要又は必要な事項		認しない方針であるが、事業譲渡もしくは会社
			分割による本新株予約権の取得、又は信用取引
			に関して証券金融会社が自己の名義で割当てら
			れた本新株予約権について、証券取引所及び証
(11)			券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲
			渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新
			株予約権を譲渡された者による取得並びにその
			他必要と認められた場合はこの限りではない。)
		(iii)	新株予約権証券の発行
			当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券
			を発行しない。
		(iv)	行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り
			決め
			本新株予約権を行使した新株予約権者に交付す
			る当社普通株式の数に1株に満たない端数があ
			る場合には、これを切り捨てるものとする。

(v) 本新株予約権の募集については、日本国以外の 法域において登録又は届出を行っておらず、ま たその予定もない。したがって、外国居住株主 については、それぞれに適用される証券法その 他の法令により、本新株予約権の行使又は転売 が制限されることがあることから、外国居住株 主(その者に適用のある外国の法令により、上 記の制限を受けない適格機関投資家等は除く。) は、かかる点に注意を要する。なお、米国居住 その他投資判断上 株主 (1933年米国証券法(U.S. Securities Act 重要又は必要な事 (11)of 1933) ルール800に定義する「U.S. holder」 項 を意味する。) は、本新株予約権を行使するこ とができない。 (vi) 本新株予約権は、株主の皆さまの意思を確認す

- るために2023年5月12日に開催予定の臨時株主 総会において普通決議がされることを停止条件 として、その効力が発生するものとする。
- (vii) 上記各号については、本新株予約権が金融商品 取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生し ていることを条件とする。
- (注1) 本新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額は、別紙の「発行要項」 第6項及び第8項に従って調整されることがあります。それに伴い、上記 に記載された他の数値も変動することがありますので、ご注意ください。
- (注2) 上記のほか、本新株予約権の内容は、別紙の「発行要項」をご参照下さい。
- (注3) 単元未満株式を有している株主の皆さまは、当社に対して、単元未満株式 の買取り(100株に満たない株式を当社が買取る)を請求することが可能で す。当該制度の利用につきましてはご希望がございましたら、必ずご自身 にて、お取引先証券会社等までお問い合わせください。

2. 割当ての目的及び理由

- (1)目的
- ① 当社グループの現状と課題

当社は、「世界中のありがとうの物語を蓄積し可視化する」をパーパス(存在目的)に掲げ、お互いに助け合いサポートし合う(互助)プラットフォームであるQ&A形式のコミュニティサイト「OKWAVE」の運営を中核に、組織や地域コミュニティの互助力を高めることで生産性を高めるソリューションを提供しています。主力事業は、Q&Aサイト「OKWAVE」と連携することで顧客間や組織内でQ&A形式の互助コミュニケーションを作り出す「OKWAVE Plus」と、可視化された「ありがとう」の交換で互助の絆や関係性を生むクラウドサンクスカード「GRATICA」です。

当社は、2020年6月期から営業損失が継続しており、加えて2021年6月期(第22期)に行った当社の一部事業譲渡(法人向けFAQシステム「OKBIZ.」の譲渡)により売上高は大幅減少となり、2022年6月期において大幅な連結営業損失(1,298,256千円)を計上しました。加えて、2022年6月期において、2022年4月にRaging Bull合同会社との取引において発生した債権の取立不能または取立遅延のおそれが発生したことから、当該債権4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上したこと、2021年12月設立のOKFUND L.P.及び投資先株式会社アップライツ(以下、「アップライツ」という)による長期預け金について、回収可能性等を勘案し貸倒引当金363,074千円を計上し、のれんについては当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、未償却残高全額である437,621千円の減損損失を計上しております。この結果、2022年6月期において当期純損失5,120,709千円を計上するなど、段階利益は大幅な減少となりました。

2023年6月期第1四半期連結累計期間においては、支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったアップライツを連結除外しました。そのため、アップライツによる長期預け金の保全状況の悪化を勘案し、アップライツの投資簿価を全額評価減し309,088千円の投資有価証券評価損を計上しています。加えて、OK FUND L.P.及びアップライツに関して、それら子会社の管理、内部管理上の問題に関する調査分析を行うための第三者委員会を設置したため、当該調査費用等の見積額として41,230千円を計上しております。これらのような内部管理体制の不備に起因し、当社は株式会社名古屋証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されております。このため当社では、2022年10月15日から1年間の改善期間において、特設注意市場銘柄の指定解除に向けてガバナンス及び内部管理体制の整備と強化を図っており、2023年2月14日付で改善計画・状況報告書(以下、「本計画」という)を公表しました。現在は本計画に基づき特設注意市場銘柄の指定解除が受けられるよう役職員が一丸となり、信頼回復に向けて尽力している最中で

あり、2023年10月15日以降に内部管理体制確認書を提出し、名古屋証券取引所の 内部管理体制等の審査により、内部管理体制等に問題があると認められない場合 は特設注意市場銘柄の指定解除となり、内部管理体制等に問題があると認められ る場合には、原則として上場廃止となります。

営業捐益におきましては、2022年7月に経費削減を目的として東京都港区から 渋谷区へ移転を行いましたが、並行期間が発生したことから家賃が重複したこと に加え、連結子会社であるOK FUND L.P. の運営費などによる支払報酬・手数料を 計上したことなどから進行期である2023年6月期第2四半期連結累計期間につき ましては、売上高73,489千円、売上総利益141,140千円、営業損失445,207千円と なっております。経常損益におきましても当社における経営権争いに関するコス トが一時的に生じており経常損失485.804千円となっております。以上のことか ら、当第2四半期連結累計期間において、親会社株主に帰属する四半期純損失 765,396千円を計上したことにより、当第2四半期連結累計期間における連結純資 産は198,489千円の債務超過となっており、当該決算期末において債務超過が解消 されない場合には1年間の改善期間入りとなります。なお、2023年6月期通期の 連結業績予想につきましては、子会社整理に伴う弁護士やアドバイザリー等の費 用が見込まれること、さらに一部債権の回収見込みが不確実なことから2022年9 月21日に発表した売上高予想値180百万円の変更はありませんが段階利益の予想値 は公表しておりません。今後の状況や事業動向等を踏まえ、段階利益予想値を決 定した場合には速やかに開示いたします。このような状況のなか、進行期である 2023年6月期第2四半期連結累計期間における現預金残高は126,761千円となりま した。そのため、今後追加の運転資金が必要になることが想定されますが、一部 の借入については実行できたものの十分な資金は確保できておらず、現時点では 金融機関等からの追加の資金調達について確実な見通しが得られている状況には ありません。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるよ うな状況が存在しております。

以上のように、当社は経営危機的状況にあるといえ、特設注意市場銘柄の指定解除、債務超過の解消、及び企業継続の観点から、早急な内部管理体制の整備と財務改善のためのファイナンス、並びに収益力向上のためにコスト削減の取り組みと営業力強化が必要な状況です。

② 課題解決のための施策と進捗状況

①の課題解決のために当社が行う内部管理体制の整備と財務改善のためのファイナンス、並びに収益力向上のためにコスト削減の取り組みと営業力強化は、以下の通りです。

(ア) 内部管理体制の整備

2023年2月14日に当社が発表した改善計画・状況報告書の通り、ガバナンス及び内部管理体制の整備と強化を図ります。

(イ) 財務改善のためのファイナンス

運転資金確保及び債務超過の解消のために、本新株予約権の発行により必要資金の確保を行います。本新株予約権の発行により必要資金に満たない場合には、 追加のファイナンスを検討いたします。

(ウ) コスト削減の取り組み

当社は2021年6月期末において、海外子会社含め7社の子会社を有しており、それに伴う管理コストが経営の重荷となっておりました。既に0K FUND L.P. は解散の手続きに入ったことと、0K FUND L.P. を通じて子会社化した株式会社アップライツ、株式会社アップドリーム、株式会社0MTYを連結対象から外すなど、グループ組織の簡素化と事業の再編を進めています。加えて、人員配置の最適化や広告宣伝費用の見直し、システム運用費用の見直し等により、月次の営業費用の削減を行います。

(エ) 主力サービス「OKWAVE Plus」と「GRATICA」の販売力強化

互助(お互いに助け合いサポートし合う)プラットフォームであるQ&A形式のコミュニティサイト「OKWAVE」と連携した「OKWAVE Plus」は、サービス利用企業や組織において互助プラットフォームを簡単に構築できるサービスです。クラウドサンクスカード「GRATICA」は、可視化された「ありがとう」の交換で、組織やチーム内に互助の関係性や絆を生みだす、職場環境を整えるツールです。昨今の働き方改革推進の流れやリモートワークの促進といった職場環境の変化や、分断化や格差社会といわれるような社会環境の変化を背景に、「OKWAVE Plus」並びに「GRATICA」は、お客様と企業間との関係性改善や企業内の従業員の関係性改善を行いたい、という顧客のニーズを満たす機能の実装がされ、PMF(プロダクトマーケットフィット)が奏功しており、「OKWAVE Plus」はコールセンター領域、「GRATICA」は組織開発を目的としたHR(組織人事)領域での案件化を進めています。(ウ)におけるコスト削減の取り組みの結果、OKWAVE PlusとGRATICAの販売力強化により、2024年6月期中に当社単体で月次の売上高60百万円、営業利益ベースでの単月黒字化を目指しております。

当社の事業の特徴は、個人向けのサービスと法人向けのサービスがそれぞれ相乗効果を発揮することです。サービスの特徴は、「OKWAVE Plus」「GRATICA」と

もに、サービス導入企業や組織、地域内においてお互いをサポートし合う互助の関係を促進することにより、自分一人で頑張るといった自助の負担を減らし、社会保険制度等の共助と高齢者福祉や生活保護等の公助のコスト削減ができることです。このため、今後は個人向けサービスの強化により知名度を高め、コスト削減効果が高い領域を中心にターゲット化し、法人向けの営業展開をするのが当社の基本戦略です。OKWAVE Plusにおいては、現在コールセンターやカスタマーサポート領域を中心に展開しているものを、今後は企業内や地方自治体といった領域に広げ、月額平均利用料単価30万円を設定し、100社の企業にサービスを提供することにより、安定的に月額30百万円以上の売上高を上げられることを目指します。

また、GRATICAにおいては既に700社の顧客に利用されているものの、その多くは無償提供になります。現在のHR領域での展開に加えて、今後は介護や看護、保育といったエッセンシャルワーカー領域や、組織を超えた個人間の領域に広げ、月額平均利用料単価10万円を設定し、300社の企業にサービスを提供することにより、安定的に月額30百万円以上の売上高を上げられることを目指します。

③ 今後の当社グループの成長戦略と本新株予約権の割当の目的

当社は創業からWeb3.0の思想を持ち、以来「互助」を中心とした自律分散型のサービスの提供を行っており、今後も「人と人とが、広く、オープンに、フラットにつながることによる、お互いを助け合いサポートするチカラ」を基盤にした、「互助プラットフォーム」と「組織内に互助の絆と関係性を生むサービス」を提供、および開発をしてまいります。そのサービスの活性化のカギとなるのが「ありがとう」という感謝のチカラで、ありがとうによって、人と人とがより強く、信頼を持ってつながることができるだけでなく、交換された「ありがとう」の情報が、社会的価値を生むような事業を創造することを目指します。そして、その成長を支えるのが、「OKWAVE」の登録ユーザーの拡大と並行して行う、法人や行政・自治体向けの営業力です。広く個人が参加するネットワークをつくるために、まずは法人や行政・自治体向けのサービス提供を行い、その後当社ユーザーは当社の全サービスを相互に利用できるような事業展開を行います。

このように、当社のサービスは社会環境の変化による追い風はあるものの、経営再建の途上であります。本来であれば、Raging Bull合同会社等の問題により棄損した信頼を取り戻すべく、内部統制の不備の是正及び特設注意市場銘柄の指定解除に向けた改善策を実施し、上場会社として正常な状況に建て直したうえで、必要な資金を調達していくべきでありますが、現状その資金的余裕がありません。現在は、当社で策定した改善策の取り組みを進め、債務超過を解消することで上場廃止懸念を解消するとともに、本ファイナンスで運転資金を獲得し成長戦略の実行で収益力を向上させることが、株主価値向上・維持のために必要であり、そ

— 11 —

のためには株主・投資家の皆さまからの支援が不可欠な状況です。

本ファイナンスでは、個人を含む多くの株主に対して参加の機会をオープンかつフラットに提供するという、「Web3.0」「互助」の思想に沿ったものであるだけでなく、当社と株主の間にある「感謝のチカラ」を基盤にした資金調達だととらえており、本ファイナンスをきっかけに財務基盤を安定にするだけでなく、広く社会に当社のサービスが認知され、当社のサービスが広がるきっかけになることを期待しています。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して、既存株主の皆さまの利益保護を実現させるべく、公募増資等の様々な資金調達の方法を検討いたしました。その結果、以下の点を総合勘案し、今回の資金調達方法として、長らくご支援をいただいております既存株主の皆さまに対し、基準日の直前の取引日である2023年3月30日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨て)で、今後の当社グループの成長を見据えた投資機会を平等に提供させていただく、株主割当による新株予約権の無償発行(非上場型)の方法を選択することといたしました。

(その他の資金調達方法の検討について)

(i) 金融機関からの借入れ

当社は、2023年6月期第2四半期連結累計期間において連結純資産198百万円の債務超過に陥っており、当期において金融機関以外からの新たな借り入れは行ったものの、有利子借入による調達では、資本への転換がなく、当社の債務超過を解消できないことから資本性の資金を調達することといたしました。

(ii) 公募增資

公募増資については、当社が事業継続の危機的状況を脱するための経営再建に取り組んでいる中で、収益が不安定であることや2023年6月期第2四半期連結累計期間において債務超過に陥っている財政状態を考えると公募増資による発行株式が市場で安定的に取引され、当社が一定の資金を調達するのは困難と思われるため、適切でないと判断いたしました。

(iii) ライツ・オファリング (上場型新株予約権の無償割当て) ライツ・オファリングにつきましては、その制度設計上、無償割当ての対象となる株主を定める基準日から行使期間終了までの期間が2ヶ月以内と定められており、新株予約権者が投資判断を行える期間が制限されております。また、発行費用が他の資金調達と比べて割高になる傾向があることも踏まえ、現時点における資金調達方法として必ずしもライツ・オファリ

— 12 —

ングである必要はないと判断し、当該方法による資金調達は行わないこと といたしました。

(iv) 第三者割当による株式、新株予約権等の発行

第三者割当による株式、新株予約権等の発行につきましては、資本性資金 の調達が可能な手法ではあるものの、特定の投資家への第三者割当として 既存株式を希薄化させるよりも、既存株式の希薄化を回避し、既存株主の 皆さまに平等な投資機会を確保することが望ましいと考え、今回の資金調 達方法からは除外することといたしました。

(v) 株主割当による新株予約権の無償発行(非上場型)の検討 上述の資金調達目的の達成に際して、以下の株主割当による新株予約権無 償発行(非上場型)の特長や他の資金調達方法との比較、検討を行った結 果、本資金調達の方法として、本新株予約権無償割当てを選択することと いたしました。

<メリット>

(i) 株主の皆さまへの平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆さまが保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割当て、既存株主の皆さまに平等な投資機会を提供するということでは、ライツ・オファリング(上場型新株予約権の無償割当て)と比較して行使期間を1ヶ月長くしており、当社グループの事業進捗等を確認のうえ、権利行使を行っていただけるというメリットを保ちながら、割当や行使を行う際の手続きの簡素化や株主の皆さまによるスキームの理解がしやすい点で優れていると考えております。

(ii) 時価として割安な新株予約権の行使

本新株予約権の行使価額について、現状の当社株価の50%相当額とすることにより、より権利行使が行いやすいように、また早期に投資メリットを享受することを可能にいたしました。

<デメリット>

(i) 資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、当社は発行した新株予約権が行使されることで資金調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆さまの投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回るおそれがあります。株主の皆さまにおかれましては、本書(「株主割当による新株予約権(非上場)の無償発行に関するお知らせ」)、「株主に対する新株予約権(非上場)の無償割当に関するご説明(Q&A)」及び本新株予約権に係る有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解いただきたく存じます。

(ii) 本新株予約権の売却の制限

ライツ・オファリングとは異なり、本新株予約権は名古屋証券取引所へ上場されないため、本新株予約権の行使を希望されない株主の皆さまは、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を本新株予約権の売却によって補う機会が制限されます。したがいまして、本新株予約権については、その割当先を確定させる基準日を、本新株予約権にかかる有価証券届出書の提出日及び本プレスリリースの公表日から約1ヶ月間空けることにより、基準日までに本新株予約権の行使を希望しない株主の皆さまが当社の株式の保有を継続して本新株予約権の割当てを受けるか否かを検討する時間を設定するのに加え、本新株予約権が非上場型で、本新株予約権1個当たり当社普通株式3株を割り当てることから、本新株予約権を行使されない既存株主の皆様が、希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的となり意に反した持分比率の希薄化を避けることにも配慮し、本新株予約権の発行につき臨時株主総会を開催し、株主の皆さまのご判断を仰ぐことといたしました。

以上のことから、当社といたしましては、既存株主の皆さまに対する非上場型の株主割当による新株予約権無償発行という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、上記メリットで記載したとおり、既存株主の皆さまの利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考え、これを実施することといたしました。

- 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期
- (1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

1	払込金額の総額	1, 328, 814, 333円
2	発行諸費用の概算額	72, 166, 000円
3	差引手取概算額	1, 256, 648, 333円

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、2023年3月31日時点における当社の発行済株式 総数13,422,367株(自己株式86株を控除後)及び行使価額33円(2023年 3月30日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値66 円に0.5を乗じ、1円未満の端数は切り捨てた金額)を基準として算定 した金額にて確定いたします。
 - 2. 上払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額でありますが、行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の全てが行使されない場合及び新株予約権者が割当てられた本新株予約権の一部を行使した結果として未行使の本新株予約権について行使ができないこととなった場合にも、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
 - 3. 発行諸費用の概算額は、登記関連費用15,000千円、弁護士費用2,500千円、ファイナンシャル・アドバイザリー(以下、「FA」といいます。)費用31,200千円、その他諸費用23,466千円の合計であります。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 4. FA費用について、FAに対して着手金2,000千円及び本新株予約権による調達額の4%を成功報酬として支払う契約でありますが、本新株予約権で予定額が調達できなかった場合に後述する追加で実施するファイナンスによる資金調達のFA費用の対価が含まれており、前3.のFA費用の金額は着手金2,000千円及び報酬額の上限29,200千円の合計となります。本資金調達で7.3億円以下の資金調達となった場合、本資金調達と追加の資金調達の合計額が7.3億円に達するまでは、成功報酬4%が発生します。なお、当社FAにつきまして永田町リーガルアドバイザー株式会社(東京都千代田区永田町1-11-28 代表取締役 加陽 麻里布)を選定しております。

(2) 手取金の使涂及び支出予定時期

上記「2.割当ての目的及び理由(1)目的」に記載のとおり、当社グループは事業継続の危機的状況を回避するため、経営再建に取り組んでおります。そのために必要な資金として、主に以下の4点と考えております。

<本株主割当における資金使涂>

	具体的な使途	金 額	支出予定時期				
1	①内部管理体制の整備のため及び単月黒字化までの運転資金						
	運転資金(人件費、報酬支払、広告 宣伝費等)	310百万円	2023年6月~2025年12月				
2	②借入金の返済						
	外部借入金の返済資金	420百万円	2023年8月				
3	③新規事業開発のための資金						
	事業開発などに必要な資金	526百万円	2023年6月~2025年6月				

- (注) 1. 上記の資金使途の金額は、割り当てた本新株予約権が全て行使された場合の金額です。
 - 2. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する 予定です。
 - 3. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々の状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

① 内部管理体制の整備のため及び単月黒字化までの運転資金

当社は、事業継続の危機的状況を回避するために、早急な内部管理体制の整備と単月黒字化を目指し、その取り組みを行っております。内部管理体制については、社外取締役や監査役による監視体制の強化、職務執行に関するコンプライアンス体制の整備、当社役職員の法令等の順守に係る教育、業務の効率化等を社外の専門家を交えて構築するために係る費用が必要です。また、当社の当社単体の営業利益ベースでの単月黒字化の達成時期を2024年6月期中と定め、2023年6月から2024年4月までに必要な人件費、広告宣伝費等の運転資金を確保します。

2023年6月から2024年4月までの期間における内部管理体制の整備のための費用、並びに、人件費や広告宣伝費などを含めた当社単体のキャッシュフローベースの営業赤字が約3億円であるため、その損失分を補完するため必要資金として310百万円を見込んでおり、人件費、社外の専門家への報酬支払、営業活動のための広告宣伝費などに充当いたします。

② 借入金の返済

当社は今期(2023年6月期)において、2023年2月末までに250百万円の外部借入を行っており当社運転資金に充当している状況です。また、2023年2月~2023年5月までの期間において、借入金の返済約72百万円、当該期間における連結営業キャッシュフローが315百万円の支出を予定しております。一方で当該期間の現預金残高の見込みとして、2023年6月期第2四半期連結累計期間における現預金残高126百万円に法人税の還付金40百万円、保険還付金41百万円を見込んだ現預金残高は207百万円となり現預金残高が不足する見込みであることから、合計170百万円を追加借入する予定です。借入金の返済は、2023年2月末までに借り入れた250百万円、2023年3月~5月までの期間における追加借入170百万円の合計額420百万円の返済資金に充当します。

③ 新規事業開発のための資金

本ファイナンスにより調達する資金のうち、前述の①内部管理体制の整備のため及び単月黒字化までの運転資金、及び、②借入金の返済に充当した後の残額を新規事業開発のための資金として確保いたします。新規事業開発のための資金は、既存事業の強化により2024年6月期中の黒字化達成を目指し、2025年6月期以降の当社の成長を見据え新たな事業の柱を作るべく、当社と事業上のシナジーが見込める領域であるカスタマーサポートセンター(CC)向けベンダー、HR領域の企業、SI(システムインテグレーションの略であり、企業の情報システムの構築を請け負うITサービス)、地方自治体向けに事業を行う企業との事業開発などに充当します。

なお、具体的な新規事業開発は、以下のとおりです。

番号	事業開発分野	充当予定額 (百万円)	充当時期
1	HR/組織開発	263百万円	2023年6月~2025年6月
2	CC向けベンダー	105百万円	2023年6月~2025年6月
3	ものづくり	53百万円	2023年6月~2025年6月
4	自治体DX	53百万円	2023年6月~2025年6月
5	医療/介護	26百万円	2023年6月~2025年6月
6	飲食/ホテル・その他	26百万円	2023年6月~2025年6月

2023年2月28日時点において、具体的な事業開発分野にかかる充当予定額として記載した上記金額は、あくまでも各分野の開発資金として投下する資金の予算額であり、GRATICAを活用した新規事業開発をHR/組織開発、CCベンダー、ものづくり、医療/介護、その他の分野で事業者8社、大学1社と推進中であり、OKWAVE Plusを活用した新規事業開発をCCベンダー、ものづくり、自治体DX、その他の分野で事業者13社と推進中でありますが、具体的に事業開発にかかる支出が決定したものではなく、今後、新規事業開発の推進に関して具体的な進展や重要な決定事項が発生次第、速やかに開示するとともに、当該充当予定額の変更が発生した場合においても速やかに開示いたします。

想定している支出予定時期は、2023年6月から2025年6月までの期間です。本新株予約権の行使の有無は、新株予約権者の判断によるため、現時点では払込金額並びに資金使途及び支出時期を資金計画に織り込むことは困難でありますが、調達した資金は運転資金への充当及び借入金の返済を優先に行います。従いまして、その具体的な払込金額並びに資金使途及び支出時期につきましては、資金の払込みのなされた時点の状況に応じて判断することとし、これらにつきましては、判明次第開示を行う予定です。

なお、現時点で想定しております行使率は行使金額ベースでおおよそ33%であり、これに基づく払込金額は約5億円となります。この行使率は、同様のスキームにおける他社の行使実績(以下、「他社行使実績」という。)が25.84%であり、当社の直近の株主総会における議決権行使割合(95.87%~96.09%、2022年9月29日開催の当社定時株主総会)と時価に対して割安(50%ディスカウント)に設定された本新株予約権の行使価額を鑑みれば他社行使実績(25.84%)よりも高い行使割合が見込まれることから、3分の1相当となる33%が達成可能な水準であると判断し見積っておりますが、当社が必要とする運転資金は730百万円で行使比率45%程度が必要になります。今後、行使期間にかけて株主の皆さまに行使いただけるよう、積極的なIRの実施等、行使促進策を実施してまいります。

また、実際の調達額いかんにかかわらず、今回の事業戦略を大きく見直すことは予定しておりませんが、運転資金及び借入金の返済資金の確保のために必要な資金額730百万円に満たない場合には追加のファイナンスを2023年9月以降で調達額450百万円(借入額の残高420百万円)を目安として行います。まずは、調達いたしました金額の範囲内で、基本的には資金支出時期に応じて順次支出を実行し、行使率が想定よりも高く、必要な資金額を上回った場合には上記③の新規事業開発のための資金として、低い場合には上記①の運転資金への充当及び②の借入金の返済を優先してまいります。

— 18 —

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)手取金の使途及び支出予定時期」に記載のとおり、本新株予約権の行使により調達した資金は、当社の事業継続とその後の成長のために必要な、「内部管理体制整備のため及び単月黒字化までの運転資金」「借入金の返済」「新規事業開発のための資金」として使用します。このように、本新株予約権の行使により調達した資金は、当社事業の継続性並びに上場維持を担保し、内部管理体制の向上と財務体質の改善及びそれによる上場廃止の回避、並びに当社の売上向上のために使われ、当社グループの企業価値、株主価値の向上に寄与するものであり、手取金の使途として合理的であるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1)権利行使価額及びその算定根拠等

本新株予約権の発行は、会社法第277条に規定する新株予約権無償割当ての方法により行われるものであり、その発行に際しては、株主の皆さまによる払込みその他の手続は不要でございます。現在、当社で策定した改善策の取り組みを進め、債務超過を解消することで上場廃止懸念を解消するとともに、本ファイナンスで運転資金を獲得し成長戦略の実行で収益力を向上させることが、株主価値向上・維持のために必要であり、株主・投資家の皆さまからの支援が不可欠な状況です。そのため、長らくご支援をいただいております株主の皆さまに対し、2023年3月30日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨て)で、当社の財務体質改善及びそれによる上場廃止の回避、並びに今後の当社グループの成長を見据えた投資機会を平等に提供することを目的として行うものであることに鑑み、以下のとおり、設計しております。

(i) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、33円(2023年3月30日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額であり1円未満の端数は切り捨て)としております。なお、50%のディスカウントにつきましては、最近の当社株価動向及び今回の所要資金額の双方を踏まえ、そのうえで長らくご支援をいただいております既存株主の皆さまに対し、2023年3月30日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨て)で投資機会を平等に提供させていただくことの趣旨の下、ディスカウント率についていくつかのパターンを検討した結果として50%が所要資金額を充足し、また株主の皆さまの行使促進にも相応に寄与するものと判断し、最適であると決定いたしました。行使価額は全株主に対して公平性があり、払込をして頂きやすい設定にする必要がある

— 19 —

こと、並びに、当社業績や財政状態が悪化している現状から当社普通株式の終値に比して相当程度のディスカウントを行わないと行使が進まないと判断いたしました。そのため、行使価額の決定にあたっては、前記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(1)調達する資金の額(差引手取概算額)」記載の資金使途最大額1,328百万円を前提として、当社が必要とする資金の調達に必要な行使比率55%を確保するために既存株主の皆さまが投資機会としてメリットを感じられる金額が時価の約半額にあたる50%ディスカウントであり、行使促進を促す上で最も合理的であると判断しております。

- (ii) 当社の業績及び財税状態の悪化に伴い、当社の株価が2023年1月以降、90円から80円前半の価格で推移していることから、当社必要とする資金及び株主還元の極大化の双方を勘案したうえで、本新株予約権の行使価額を基準日の直前の取引日である2023年3月30日の時価から50%ディスカウントで発行することで行使促進が期待できます。また、当社が必要な資金730百万円を調達するためには、当社が想定している行使比率33%だと本新株予約権1個の行使により取得できる当社普通株式の数を2株とした場合約292百万円、3株とした場合約438百万円の調達額になります。当社が最低限必要とする資金730百万円を調達するために、本新株予約権1個で取得できる当社普通株式の数を2株とした場合には行使比率で約82%必要ですが、3株とした場合には約55%となり、3株としたほうが当社が最低限必要とする資金を調達し、追加のファイナンスによる希薄化規模を縮小できる可能性が高まることから、本新株予約権1個の行使により当社普通株式を3株取得できる設計にしております。
- (iii) 本新株予約権の設計上、当社の必要とする資金を調達するため、本新株予約権1個に対して当社普通株式3株を取得できる設計としておりますが、既存株主の皆さまが割り当てられた本新株予約権の権利を全て行使された場合、持分比率の希薄化は生じないこととなる一方で、一部又は全部を権利行使しなかった場合には持分比率の希薄化が生じる可能性があるものの、本ファイナンスの目的として、当社グループが事業継続の危機的状況を回避するために必要な資金を調達し、権利行使による資本増強によって当社の財務基盤の強化を図るものであり、本新株予約権の発行数量に合理性があると判断いたしました。なお、本新株予約権の発行により当社の現在の発行可能株式総数(授権枠)が足りなくなるため、2023年5月12日開催予定の当社臨時株主総会による定款変更の決議がなされることを停止条件にしております。

— 20 —

(iv) 本新株予約権の行使期間は、投資メリットを株主の皆さまに早期に享受いただくため、並びに当社による資金調達を早期に実現させるために3ヶ月間としております。

このように、本新株予約権無償割当てにおいては、行使価額の算定に際して基準日時点での当社株価を基準に定めるとともに、本新株予約権1個の行使により発行される普通株式の数及び行使期間を定めていることから、発行条件は合理的であるものと考えております。

(2) 取得条項及び対価

本新株予約権は、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得します。

6. 既存株主等の動向

当社代表取締役の杉浦元と、当社普通株式300,000株(所有割合2.23%)及び100百万円の債権を有する株式会社ブイ・シー・エヌについては、本新株予約権の行使を行う予定です。その他株主の需要動向又は権利行使の見込みについては調査しておりません。募集の目的及び方法のとおり、株主の皆さまに対する企業価値向上に対する直接のメリットを享受頂くための新株予約権無償割当てであるため、当社としては、可能な限り本新株予約権の行使を頂きたいと考えております。

— 21 —

株式会社オウケイウェイヴ第21回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社オウケイウェイヴ第21回新株予約権

2. 新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

3. 割当方法

株主割当の方法による。基準日(第4項で定義される。)の最終の当社株主名簿に 記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき、1個の 割合をもって、本新株予約権を割当てる。ただし、当社が保有する当社普通株式 については、本新株予約権を割当てない。

4. 基準日

2023年3月31日(以下、「基準日」という。)

- 5. 新株予約権の割当てがその効力を生ずる日 2023年5月12日(以下、「効力発生日」という。)
- 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社が保有する当社普通株式を処分(以下、新株式の発行及び自己株式の処分を総称して「交付」という。)する総数は、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数(ただし、自己株式の数を除く。)に3.0を乗じた数とする。ただし、本項(3)により、本新株予約権1個の目的である株式の数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数はこれに応じて同様に調整される。
- (3) 本新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は、3株とする。ただし、本新株予約権の効力発生日後、第8項に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 調整前行使価額 調整後行使価額

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行 使価額及び調整後行使価額とする。上記算式の計算については、小数第2位まで算 出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

また、調整後対象株式数は、当該調整事由に係る同項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

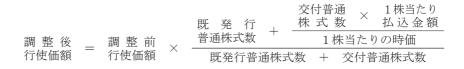
- 7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法
- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使 に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、 以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は 四捨五入するものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、33円とす る。

8. 行使価額の調整

(1) 当社は、効力発生日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

(2) 当社は、本項第(3) 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。



- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の 適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(5)号①に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、合併等により交付する場合、会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、株主割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ②株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当がその効力を生ずる日の翌日以降、これを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号①に定める時価 を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場 合 (無償割当の場合を含む) 又は本項第 (5) 号①に定める時価を下回る価額を もって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債そ の他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社の取締 役、監査役、顧問及び従業員、当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対す るストックオプションとしての新株予約権発行を除く)調整後の行使価額は、発 行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券 又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が 交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期 日(新株予約権又は新株予約権付社債の発行の場合は割当日、無償割当の場合は 当該割当がその効力を生ずる日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利 の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記に かかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価の価額が取得 請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発 行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の価額の確 定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社 債その他の証券又は権利の全てが当該対価の価額の確定時点の条件で請求又は行 使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算 出するものとし、当該対価の価額が確定した目の翌日以降、これを適用する。
- ④本号①ないし③の各取引において行使価額の調整事由とされる当社の各行為において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各行為の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該行為の承認があった日までに本新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次の算式に従って交付する当社普通株式の数を決定するものとする。

株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 承認前行使株式数 調整後行使価額

- (4) 本項第(1) 号及び第(2) 号の規定にかかわらず、これらの規定により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (5) ①行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当日付けで終値のない日数を除く。)の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ②行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (6) 本項第(1) 号及び第(2) 号の規定により行使価額の調整を必要とする場合 以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親 会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく 調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による 影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ 書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及び その適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株 予約権者に通知又は公告する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の 場合その他適用の日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないと きは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 9. 本新株予約権の行使期間 2023年6月1日から2023年9月1日までとする。

- 10. その他の本新株予約権の行使の条件
 - (1) 1個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
 - (2) 本新株予約権の新株予約権者が複数個の本新株予約権を保有する場合、本新株 予約権の新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使する ことができる。
 - (3) 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる(ただし、当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により新株予約権を承継した者及び信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会において承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権についてはこれを行使することができる)ものとする。

11. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。(当社取締役会は譲渡による本新株予約権の取得を承認しない方針であるが、事業譲渡もしくは会社分割による本新株予約権の取得、又は信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者による取得並びにその他必要と認められた場合はこの限りではない。)

- 12. 新株予約権証券の発行
 - 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
- 13. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め 本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する当社普通株式の数に1株に満た ない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

- 15. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第9項に定める行使期間中に、第16項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の新株予約権者は、前号の行使 請求書を第16項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行 使に際して出資の目的とされる金銭の全額現金にて第17項に定める払込取扱場 所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- 16. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

17. 払込取扱場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 本店営業部

18. 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

- 19. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い 該当事項なし
- 20. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。したがって、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあることから、外国居住株主(その者に適用のある外国の法令により、上記の制限を受けない適格機関投資家等は除く。)は、かかる点に注意を要する。なお、米国居住株主(1933年米国証券法(U. S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U. S. holder」を意味する。)は、本新株予約権を行使することができない。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役茂木政昭氏ならびに監査役秦信行氏が辞任いた します。これに伴い、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	
1	加 藤 孝 子 (1951年9月29日生)	1970年4月 日本無線株式会社 入社 2000年6月 ネイブルリサーチ株式会社 取締役 2004年3月 エトー建物管理株式会社 入社 2004年8月 株式会社イー・マーキュリー (現株式会社MIXI) 常勤監査役 就任 2022年6月 同社、任期満了にて退任	一株
2	長 尾 拓 真 (1982年12月7日生)	2007年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2016年4月 有限会社アイ・ディ・シー 入社 2017年2月 株式会社ストリーム・税理士法人ストリーム人社 2018年2月 パイクリスタル株式会社監査役(非常勤)就任 2018年6月 INCLUSIVE株式会社監査役(非常勤)就任 2021年4月 A'ALDA Pte. Ltd, 入社 2023年1月 株式会社ワンヘルスコーポレーション代表取締役就任(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 加藤孝子氏と長尾拓真氏は、新任の監査役候補者であります。
 - 3. 加藤孝子氏と長尾拓真氏は、社外監査役候補者であります。
 - 4. 加藤孝子氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたり経理業務の経験を重ねており、 財務及び会計に関する相当程度の知見を有する他、当社が属するインターネットサービス 業界で豊富な監査経験を有するためです。
 - 5. 長尾拓真氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、当社の監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断したためです。
 - 6. 監査役候補者加藤孝子氏と長尾拓真氏が監査役に選任され就任した場合には、当社と両氏の間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令の規定する額のいずれか高い額となります。
 - 7. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の内容は、被保険者が負担することとなる当社監査役としての業務につき行った行為に起因する法律上の損害賠償金、争訟費用を補填するものです。候補者が監査役に就任した場合は、候補者を被保険者として会社役員賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険の保険料につきましては取締役会の承認及び監査役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。
 - 8. 上記監査役候補者の所有する当社の株式数は、2023年3月31日現在のものであります。

株主総会会場案内図

東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー5階 ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター ルームH

電話 (03) 3362-4792



近隣に違う建物で似た名前である「ベルサール西新宿」「ベルサール新宿セントラルパーク」がありますので、お間違いのないようにご注意ください。

[交通のご案内]

- ●「西新宿駅」1番出口徒歩3分(丸ノ内線)
- ●「都庁前駅」A5出口徒歩8分(大江戸線)
- ●「新宿駅」西口徒歩13分(JR線・小田急線·京王線)

本総会においてはお土産の配布はいたしません。何卒ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。